

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 古手川 正治

1 日 時

平成28年12月8日(木) 午前10時00分から
午前11時03分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、吉富英三郎、阿部英仁、毛利正徳、三浦正臣、尾島保彦、玉田輝義

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

桑原宏史

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第105号議案のうち本委員会関係部分及び第114号議案から第118号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第106号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 熊本地震により倒壊した湯布院町中川地区県道11号(別府一の宮線)沿いの石垣等復旧に対する支援に関することについて、執行部から請願処理結果の報告を受けた。
- (4) リボーン197について、庄の原佐野線橋梁上部工工事の進捗状況について及び屋内スポーツ施設の進捗について、執行部から説明を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子
政策調査課政策法務班 主査 中尾耕也

土木建築委員会次第

日時：平成28年12月8日（木）10：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係 10：00～11：30

(1) 付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

第114号議案 工事請負契約の締結について

第115号議案 工事請負契約の締結について

第116号議案 工事請負契約の変更について

第117号議案 工事請負契約の変更について

第118号議案 大分県屋外広告物条例の一部改正について

(2) 合い議案件の審査

第106号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(3) 請願処理結果の報告

請 願 22 熊本地震により倒壊した湯布院町中川地区県道11号（別府一
の宮線）沿いの石垣等復旧に対する支援に関することについて

(4) 諸般の報告

①リポーン197について

②庄の原佐野線橋梁上部工工事の進捗状況について

③屋内スポーツ施設の進捗について

(5) その他

3 協議事項 11：30～11：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として、桑原議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 6 件及び総務企画委員会から合議のありました議案 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第 105 号議案大分県一般会計補正予算（第 5 号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 第 105 号議案平成 28 年度大分県一般会計補正予算（第 5 号）の土木建築部関係の総括的な内容につきましてご説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の 1 ページをお開き願います。平成 28 年度 11 月補正予算説明資料（土木建築部）でございます。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1 の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載しておりますとおり、一般会計につきまして、土木費で 40 億 2,300 万 7 千円の増額をお願いするものでございます。

次に、その下の表の 2 土木建築部の平成 28 年度予算額の区分欄、一般会計の上から 7 行目の計の欄をごらんください。

既決予算額 937 億 5,687 万 7 千円に対しまして、今回の補正予算額 40 億 2,300 万 7 千円を増額しますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は 977 億 7,988 万 4 千円となります。

計の欄の下に内訳を記載しておりますが、土木費の補正予算額につきましては、全額、一般公共事業費でございます。

今回の補正は、国の 2 次補正予算を積極的に受け入れまして、道路ネットワークの整備などに取り組み、県内における景気回復を後押しし、あわせて道路のり面・河岸の保護や砂防ダムの改修など、防災・安全対策を強化するため、一般公共事業費の増額を行うものでございます。

続きまして、3 の債務負担行為の補正でございます。

工事発注の平準化につながる 4 月から 6 月の工事量の確保と梅雨時期の前までに行わなければならない工事のために、今回新たな債務設定としてゼロ県債等計 19 事業、57 億 7,737 万 8 千円をお願いするものでございます。

次に、4 の繰越明許費でございます。

今回の国の 2 次補正予算の受け入れなど、適切な工期で工事発注を行うため、昨年度同様、今議会で必要額の設定をお願いするものでございます。

今回、限度額の設定を行う事業として、表の一般会計計欄に記載のとおり、一般会計で 214 カ所、116 億 2,702 万 7 千円をお願いするものでございます。

以上をもちまして、総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長からご説明いたしますので、審議のほどよろしくお願

いたします。

下郡土木建築企画課長 補正予算の内容についてご説明いたします。

土木建築委員会資料の3ページをお開き願います。

2主な補正事業の内容でございます。

表の左から2列目、予算案欄の上から既決予算額、太字が今回の補正予算案、下が累計になります。

まず、(1)景気回復の後押しの一番上の1公共事業(道路改良事業)でございます。

交通ネットワークの充実を図るため、道路整備を実施する経費として、11億2,643万4千円の増額をお願いするものでございます。

続いて、4ページをお開き願います。

(2)防災・安全対策の強化の一番上の10公共事業(道路防災事業等)でございます。

今後の災害に備えるとともに、発生を未然に防止するため、土木関連施設について、防災・減災対策を実施する経費として、28億9,657万3千円の増額をお願いするものでございます。

藤田公営住宅室長 補正予算の内容についてご説明いたします。

土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。

下から2番目、3債務負担行為の補正の表の右から2列目の県営住宅等管理運営委託料についてでございます。

さきの第3回定例会の常任委員会におきまして報告しましたが、県営住宅の管理につきましても本年度末をもって更新時期を迎えることから、引き続き大分県住宅供給公社に公営住宅法の規定に基づく管理代行を継続したいと考えています。

その基準価格として、平成29年度から33年度までの5年間、総額18億6,037万8千円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

阿部委員 部長、先ほどゼロ県債の件で説明をいただいたんですが、工事の平準化というのは、もう前々から協会の特に強い要望なんですよね。年度当初というのが、非常にもう端境期で大変だと。中間から後半にかけていくと、もうどば一っと今度はふえていって、人の振り分けが——今非常に体質的に新規に若い人が余り入らないというような背景もあって大変だということを常に言われてきているんです。ゼロ県債も七十数億円ということで、どうなのかな。こういうところで少し平準化していこうと、やっ払いこうとすることをやられていることは、もう大変ありがたいことなんだけど。それで十分とはならんだろうけれども、これは金額的には、やっぱり少しずつ上がっていつているわけですか。

阿部土木建築部長 委員おっしゃられるとおり、建設業界の担い手の問題といたしまして、工事の年間を通した切れ目ない発注、そして仕事に携わられる方の年間を通した均衡ある仕事というのは、私は課題だと思っております。これまでも特に今回のゼロ県債については、毎年上げさせていただいております。今回、これに加えて、特に交付金のゼロ県債等の新たな取り組みも加えたところでございます。

もちろん、こういったことだけでなく、今回繰越明許費の関係もございしますが、やは

り年間を通した発注を目指すために、そして、工期をしっかりととっていくことによって、現場の作業員の方が年間を通して均一に働けるということを目指して、ことしもそういう形で少しずつふやしていったところでございます。

その結果としても、繰越明許費の12月、今議会での承認という形の中で、現場のほうも工事の内容も含めて、非常にいい方向が見えてきておりますので、これからも発注状況を見ながら、しっかりと年間の平準化につながるように取り組んでいきたいと思っております。

阿部委員 せっかくこういう言葉が出てきたのでね。これからまた来年度予算のいろいろな折衝等が始まるわけですから、ぜひ平準化に持っていけるような予算の枠組みを考えながら、また、それをできるだけその要望をかなえられるように、予算の枠組みを一緒になって検討していかなきゃならんとは思いますが、いつもそのところが出てきますので、これからは大事なので、ぜひよろしくをお願いします。

古手川委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第114号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 土木建築委員会資料の5ページをごらんください。

第114号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本議案は、中津市今津で整備を進めております主要地方道中津高田線の、仮称今津大橋に係る工事請負契約の締結についてでございます。

本事業は、延長750メートルの道路拡幅事業で、沿線には自動車関連企業や商業施設等が立地しております。6ページ上段の平面図のとおり茶色で示している現道のうち中津市中心部側は4車線化されていますが、宇佐市側は2車線しかなく通勤時間帯など混雑が発生しております。また、歩道も整備されていない区間があることから整備を行うものです。

本工事は中央赤色着色部の犬丸川を渡河する橋梁の上部工工事を行うものです。

工事内容のとおり、今回の工事の工事延長は140メートル、契約金額は5億7,693万6千円でございます。工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成30年10月31日といたしまして、川田建設株式会社大分営業所と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第115号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 続きまして、資料の7ページをごらんください。

第115号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本議案は、臼杵市大字深江で整備を進めております、一般県道大泊浜徳浦線の、仮称新深江トンネルに係る工事請負契約の締結についてでございます。

本事業は延長1,070メートルのバイパス事業で、7ページ下の図面で茶色で示している現道にある深江トンネルは、幅員が狭くトンネル内で離合できず、出入り口付近で対向車の通過を待ってから離合しております。また、開通から63年が経過し、老朽化したトンネル内部にはクラックや湧水があることから、新たなバイパスの整備を行うものでございます。本工事は中央赤色着色部のトンネル掘削工事を行うものです。

8ページ左下をごらんください。

工事内容のとおり、今回の工事は工事延長360メートル、トンネル延長342メートル、契約金額は6億3,087万1,200円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が平成30年10月12日といたしまして、佐伯・旭特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第116号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 続きまして、資料の9ページをごらんください。

第116号議案工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本議案は、国道217号の大分市大字白木で整備を進めております延長2キロメートルの道路改良事業のうち、延長172.3メートルの仮称白木1号トンネルに係る工事につきまして、平成27年12月16日に梅林・敷総合特定建設工事共同企業体と締結しました工事請負契約を変更するものでございます。

資料9ページの右側中段部をごらんください。

今回変更となりました大きな要因2点についてご説明いたします。

まず、1点目でございます。トンネルの掘削に当たりまして、坑口付近の表層すべり対策によりまして、工期を延長するものでございます。これはトンネル坑口の掘削後に、山の表面の地盤が当初の見込みより軟弱であったため、表層すべりが発生しまして、この対

策工事に約1カ月を要したものでございます。

また、2点目としまして、トンネルを掘り進めるに当たりまして、強固な岩盤の出現により掘削期間の延長が生じたものでございます。こちらにつきましては、トンネル内部の掘削におきまして、想定よりも非常に強固な岩盤が出現したため、1日当たりの掘削延長が当初予定の半分程度の状況に至りましたことから、全体の掘削期間を約4カ月延長せざるを得ない状況となりました。

資料の下側に予定工程表を示しておりますが、以上の要因によりまして、工事の完成を当初より約5カ月間延長するものです。

このため、完成工期は、当初平成29年2月23日のところ、平成29年7月31日までに変更したいと考えております。

なお、道路改良事業そのものの供用予定につきましては、今年7月に公表した豊ちやく2016でご報告しました平成29年度から変更はございません。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

阿部委員 質疑というよりも、ちょっとお聞きしたいのですが、トンネル工事でよく予想していなかった岩盤が出たとか、水漏れがあったとか、そういう予期せぬことがあるわけですが、工期の延長というのはいいけど、工期の延長をすると、当然、金額もかかってくるわけでしょう。そうすると、金額の変更というのはいないんですか。

稲井道路建設課長 ご指摘の点につきましては、今、精査を進めているところでございまして、ご指摘のとおり、工期が延びますので、そこで使いますさまざまな機械類のリース期間も延びてまいります。そういった意味で増額も予想しております。

反面、かたい地盤でございますので、トンネルが崩れ落ちないように、支保する、支えるような補助工法につきましては、減額の可能性もありますし、現在、掘削で出た土の処分のルートも当初の設計と少し変更をしておりますので、そういった減額の要素も出てきております。1月中には掘り終わると思っておりますので、その時点で確定をしまして、次回、もしくは次々回の会期末までに変更の議案を上げさせていただければと思っております。以上です。

阿部委員 はい、わかりました。そこのところをしっかりとってください。ボランティアでやっているわけじゃないから。

古手川委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第117号議案工事請負契約の変更について執行部の説明を求めます。

稲井道路建設課長 続きまして、資料の10ページをごらんください。

第117号議案工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本議案は、主要地方道大田杵築線の杵築市大字溝井で整備を進めております、延長約2.5キロメートルのバイパスの一部で、石山ダムをまたぐ172.5メートルの仮称1号橋に係る工事につきまして、平成25年12月11日に三井・川田特定建設工事共同企業体と締結した工事請負契約を変更するものでございます。

資料10ページの右側をごらんください。

今回変更に至りました、主要な要因3つを説明いたします。

まず、工事を進めるに当たり、工期内の労務単価や鋼材の資材費等の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用しまして、実勢価格に応じた工事費に変更したものでございます。

また、2点目としまして、桁を架設する鉄塔について、現道から組み立て・解体を施工するため、その期間、交通規制を行う予定でございましたが、警察協議により現道の交通等の安全確保をさらに図るため、交通誘導員を増員したものでございます。

さらに、3点目としまして、平成26年4月1日に施行されました消費税率の改正によりまして、当初契約を超える金額について8%の消費税率を適用すること、また、数量の一部精査などもございまして増額となったものでございます。

これによりまして、契約金額は当初14億5,950万円に対しまして、変更15億5,459万4千円、増額分としまして9,509万4千円でございます。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

尾島委員 変更の事項なんですけど3つありますよね。それぞれの金額をちょっと教えてもらいたいと思います。概算でいいですよ。

稲井道路建設課長 インフレスライドが、約75%程度、7,200万円程度でございまして、交通誘導員の増額が5%程度、約400万円。その他消費税、数量の変更による増額が約1,700万円、大宗はインフレスライドによるスライドの増加分でございます。

尾島委員 そのスライドの増額なんですけれども、工期を見ると非常に長く見えるんです。実際には製作から仮設までですから、製作して仮組みをして、現場に輸送して仮設ということになると思うんですけど、ここで見ると、労務単価とか鋼材というのがありますね。かかる費用としては、工場内の製作部分が多かったんじゃないかと思うんですよ。それから見ると、ちょっとスライドがこんなにあったのかなという気がしたので。

稲井道路建設課長 お尋ねのありました件ですが、鋼材、材料費のスライドが約1千万円程度でございまして、労務単価のスライドが6千万円強となっております。基本的には、鋼材の変更につきましては、ご指摘のとおり、製作時点での単価で、スライド幅は比較的小幅かなということで、やはり現場の仮設から当然、鉄塔の据えつけにかかります現場の労務賃、こちらが非常に単価が上がってございまして、それを踏まえての増額だということで、妥当な額だというふうに判断しております。

尾島委員 はい、わかりました。

古手川委員長 ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第118号議案大分県屋外広告物条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺都市・まちづくり推進課長 議案書では41ページになりますが、委員会資料の11ページをごらんください。

第118号議案大分県屋外広告物条例の一部改正についてでございます。

この条例は、屋外広告物法に基づき、看板などの屋外広告物の表示を禁止または制限すること等により良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することを目的としています。

改正の理由でございますが、全国的に看板の老朽化に伴う落下事故が多発していること、また、国土交通省が、有資格者による点検の義務づけなどを内容とした条例ガイドラインの改正を行ったこと等を受けまして、屋外広告物の安全性確保を目的とした改正を行うものでございます。

改正内容は、広告物を表示する者等に対しまして、広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない旨の規定を追加すること。また、規則で定める広告物等の点検は、屋外広告士など専門的知識を有する者が行わなければならない旨の規定を追加すること及びその他所要の改正を行うものでございます。

施行期日は平成29年4月1日でございます。

また、経過措置としまして、現在適法に表示されている広告物につきましては、有資格者による点検義務を平成32年3月31日まで適用しないこととしております。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

玉田委員 経過措置の間で、有資格者による点検義務とありますが、有資格者というのは屋外広告士という資格の有資格者ということ、そういう整理でいいんですか。

渡辺都市・まちづくり推進課長 屋外広告士のほかに1級、2級建築士さん、それと職業訓練指導員で広告美術仕上げの専門員さん、それと技能士、職業訓練終了者、それぞれ広告物関係の技能を習得した者ということにさせていただいております。

玉田委員 これはスタートしたら一斉にやるんですか。広告物を所有している人は、条例適用で、とりあえず1回は点検しなくちゃならないと、そういう状況になるんですか。

渡辺都市・まちづくり推進課長 広告物の物によりまして、申請をして、その適用期間が1年とか3年という期間がございます。その期間を含めると、再度申請をし直すこととなりますけれども、3年後の申請時点からは、次回の申請の時に点検をして、その報告を示すということでございます。

一斉ではなくて、その申請期間が切れたものから随時点検が始まっていくということになります。

玉田委員 はい、わかりました。

尾島委員 関連で。ここで点検をちゃんと義務づけましたけど、その報告とか是正はどういうふうになるんですか。

渡辺都市・まちづくり推進課長 まず申請時に点検した結果を報告していただきます。

（「それはあるんですね」と言う者あり）はい。その後、どういう項目を点検しなさいというマニュアルを作成させていただいて様式を定めます。写真の添付を求めますので、当方でその審査をさせていただきますして、適正でないと判断されれば許可をしないという措置になります。

指示がありますと、その指示が解消されるまで許可しませんので、そこで是正事由が発生するという事になるかと思っております。

尾島委員 はい、いいです。

古手川委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務企画委員会から合い議がありました、第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺都市・まちづくり推進課長 続いてご説明します。議案書では16ページとなりますが、委員会資料の12ページをお開き願います。

第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、土木建築部関係部分についてご説明いたします。

この条例は、地方自治法の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができる旨を定めたもので、今回の改正は権限移譲によりまして、新たに事務処理を行う市町村を追加するものでございます。

土木建築部関係の権限移譲をする事務としましては、1市町村への移譲事務の（2）移譲市町村の追加③に記載しているとおり、屋外広告物法及び大分県屋外広告物条例に基づく事務でございます。移譲する事務の概要は、屋外広告物の表示許可、良好な景観形成等に必要な措置命令及び違反広告物の除却でございます。

移譲に当たりましては、各市町村における事務処理上の課題などがあることから、協議の調ったところから順次移譲していくこととしております。今回、竹田市との協議が調ったため、平成29年7月1日から事務を移譲するものでございます。

権限移譲の状況でございますが、中核市として独自に条例を制定している大分市を除く17市町村を移譲対象としております。これまでに、日田市、津久見市、豊後高田市、由布市及び姫島村に移譲してまいりました。今回、竹田市が加わることとなりますが、残る市町村につきましても、今後の移譲に向けて、協議を継続していくこととしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分について、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分について、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、請願処理結果について執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

後藤砂防課長 第3回定例会で採択されました、請願22熊本地震により倒壊した湯布院町中川地区県道11号（別府一の宮線）沿いの石垣等復旧に対する支援に関する請願の処理状況について説明します。

黄色い表紙の請願処理結果報告の処理の経過及び結果の欄に経過及び結果を記載しております。あわせて委員会資料の13ページをごらんください。

この請願は、熊本地震での石垣等宅地被害が多数発生していることを踏まえ、復旧支援制度の拡充・創設を請願するものでございます。

請願採択後直ちに、関係部局と協議を行いました。熊本地震に伴う石垣等宅地被害の復旧に活用できる支援制度については資料13ページの表のとおりでございまして、今回は1番下の急傾斜地崩壊対策事業について制度の拡充を行いました。

次に、委員会資料の14ページをごらんください。

急傾斜地崩壊対策事業の採択基準について、熊本地震に伴う被災箇所を対象に要件緩和を行いました。

急傾斜地崩壊対策事業は、通常は自然斜面しか事業の対象になりませんが、公共施設等に被害のおそれがある箇所では、人工斜面も事業の対象となるようにしたほか、一定の要件を満たすものについては、急傾斜地の高さの要件を緩和いたしました。

以上でございます。

古手川委員長 以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

和田道路保全課長 資料16ページをごらんください。

リボーン197の整備方針について説明します。

平成27年6月から平成28年10月までの約1年4カ月にわたり、リボーン197協議会として、舞鶴橋西交差点から中春日交差点の国道197号昭和通りの再生計画を議論いただきました。11月14日には知事への提言を行い、その後、知事よりこの提言に沿った整備方針で事業化に向けた手続等に入ることを発表したところです。

提言項目は10項目になります。概要を説明します。

1 昭和通りの景観整備方針については、テーマを大分の街並みを引き立て、落ち着き・品格のある昭和通りとし、3つの整備方針を定めています。

2道路の横断構成についてから7街路樹についてですが、資料中ほどのイメージ図で説明します。

右側の大分城址公園大手門内堀部の自転車歩行者道のあり方については、車道を1車線減少させ、自転車歩行者道の幅員を前後の区間と同じにし、自転車の双方向の通行を可能とすることとしております。

通行の支障となっているクロマツについては、7月に開催した第6回協議会での提言案では、伐採・再利用であったものが、8月に実施したパブリックコメントでの意見を踏まえ、10月に開催した第7回協議会にて移植に変更となったことを受け、大手門東側を含む内堀区間全体をクロマツにすることになりました。

左側の一般部も含めた全体を通しては、色味を抑えることを基本としております。自転車歩行者道の舗装については、安全性・快適性やバリアフリーに配慮した滑りにくく透水性のよい素材の舗装とすることとし、色はグレー系で、歩道の材質を変えることで区別できるようにしています。

道路附属物につきましては、落ち着きある色合いでシンプルなデザインの横断防止柵や照明灯を設置することとしています。

提言項目8及び9についてですが資料の17ページをごらんください。

歩道橋の撤去についてですが、上の位置図にありますように、現在、昭和通りには3つの歩道橋があるのですが、これを段階的に撤去していくこととしました。具体的には県庁前歩道橋は今年度、市役所前の府内横断歩道橋は来年度、撤去工事を行います。

昭和通り交差点の整備方針についてですが、資料下のイメージ図をごらんください。

例えば右下の南側・東エリア、大分銀行のところですが、現在も週末などで音楽イベントが開催されているという状況もあり、野外音楽活動やイベントに利用できる緑の舞台広場とし、柔軟に対応できるオープンスペースとして整備することとしています。

最後に昭和通りの広報については、通りの愛称である昭和通りという言葉を広く愛されるよう広報することとしています。

今後は、この整備方針を踏まえ、詳細設計や事業化に向けた手続等に入りたいと考えております。

以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

尾島委員 お堀のそばの松の移転が——横たわっているやつだと思うんだけど、移植というか移設の費用というのが莫大じゃないかと思うんですけど、その費用と移植したときの生存率というか、よくダムなんかで、庄内桜だとか有名ですよ、桜の木を植えかえたとかいう非常に有名な話がたくさんあるんですけども、その辺は。

生存率というのは、ちょっと言葉が悪いですが、確実に、またもとどおりに元気を取り戻す。場合によっては、危ないのか、その辺もあったら教えてください。

和田道路保全課長 他県でもこういった移植の事例は、クロマツについてはあると聞いております。

造園関係の業界の方にも聞いておりますけれども、時間をかけて移植すれば、可能性はありますということで、可能性は高いということで、生存率の……。大分市の城址公園の

場所はわかりませんが、その一角に移植してよいと大分市のほうからありますので、場所を決めて、時間をかけて移植したいと考えております。

ちなみに金額は、最初に聞いた時点で1,700万円程度と聞いているんですが、これは工法等でまた変わってくると思いますけれども、それだけの移植する必要性があると考えております。また、状況によっては変わってくると思います。

阿部土木建築部長 生存率ではなく、枯存率ですね。

枯れるということで、枯れない枯存率という形でありますけれども、もちろん、大分市さんの協力もいただく中で、十分時間をかけて、そして、コスト削減ということも含めて、コストに関してはしっかりしていきたいと思っております。

阿部委員 今のだけ、最大努力するとしておかないと、それは確率は低いと思うけど、やはりパブリックコメントでそういう意見が多かった。その意見を尊重してやっていくということだから、最大限努力するというぐらいでとどめておくと、枯れたからどうだこうだとか言い出したら、多分それを言っているんでね。

尾島委員 多分莫大なお金がかかるだろうし、補償があるんだろうかというのがちょっと気になったので。お金をかけながら、「かけただけのあれが……」と言う者あり）それはそうです。

阿部委員 そういうところでやっていただくということにしないとね。

菖蒲審議監 引き取ることになる大分市さんについても、最大限きちっとした維持管理、見守っていきますという言葉もいただいておりますので、県としては、しっかり場所を決めていただいたところに最大限の工法というか、知見をもとに、業者さんにも十分注意してもらってやっていただく。そのまま今度は市のほうが責任を持って、しっかり見守っていくということですので、それにかけるしかないと思っております。

古手川委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

渡辺都市・まちづくり推進課長 平成26年12月に契約しました、都市計画道路庄の原佐野線の大分川にかかる橋梁上部工の工事の進捗状況についてご説明いたします。

資料18ページをごらんください。

まず、前回の第3回定例会でご説明しました、庄の原佐野線新大分川架橋名称公募について、結果をご報告いたします。

公募の結果、約1,700件の名称応募がございました。その中から5案に絞り込み一般投票を行い、投票結果をもとに名称審査会において、約7割の方が投票した宗麟大橋に決定し、11月8日に発表いたしました。

資料左側の事業概要をごらんください。

都市計画道路庄の原佐野線は、現在、六坊南町から下郡間の1.2キロメートルの区間で整備を行っています。地図上で主要な渋滞区間を黄色で着色しておりますが、このうち今般の整備によりまして、特に、県道大分臼杵線の滝尾橋周辺の渋滞緩和を図ることとしております。

続いて資料の右側の工事の概要をごらんください。

宗麟大橋は、延長約350メートルの鋼製の橋です。平成26年12月に契約した上部

工事は、資料右側中段の写真のとおり、主桁の架設工事が完了しております。現在、コンクリート床版工事に着手したところでございます。

本工事は、来年の3月に竣工予定でございますが、本橋梁を含む工区全体の供用は平成30年3月を予定しております。

次の19ページをお開きください。

工事を進めるに当たりまして、契約金額の増額が必要となりましたので、その内容をご説明いたします。

1つ目は、労務単価や鋼材等の資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用いたしまして、実勢価格に応じた工事費に変更するものでございます。約3千万円の増額が見込まれております。

2つ目は、今回の補正予算をいただきまして、当初はもう少し後の別途発注としておりました高欄工事の早期発注が可能となりましたため、現在施工中の上部工工事の足場を共用で使用し、その後、高欄工事後に撤去するという変更をしたいと考えております。この上部工工事から足場の撤去費用約1千万円を減額したいというものでございます。

これらによりまして、契約金額は当初28億9,872万円に対しまして、約2千万円の増額を見込んでおります。

これにつきましては、次回の平成29年第1回定例県議会において金額変更の契約議案を上程したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

尾島委員 いよいよ公募によって宗麟大橋という名前が決まったわけですが、前も聞いたことがあるかもしれません。ちょっと重複したらごめんなさい。

高欄が早期に発注できるということなんですが、高欄のつけ根に当然親柱があるわけで、この宗麟大橋という名前にふさわしい親柱を何か考えているのかどうか。

それから、車が3万台以上通行するんですけど、歩行者の利用というのがどの程度見込まれているのか。歩行者が多ければ、当然途中で遊歩道のポケットというか、そういったものもちょっと考えていらっしゃるかどうかわかりませんが、その辺が考慮をされていれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

渡辺都市・まちづくり推進課長 まず、橋名板をつける親柱でございますけれども、最近では親柱をつけない橋梁も多ございますけれども、今回の宗麟大橋につきましては、その橋梁規模の大きさ等もございまして、しっかりとした親柱を設置いたしまして、橋名板を設置する予定とさせていただいております。

その意匠等につきましては、現在、発注機関でございます大分土木のほうで調整をさせていただいているところでございます。

もう1点、歩行者の件でございますが、大変申しわけないですが、今、歩行者の想定数が私の手元にはございませんけれども、相当数の歩行者及び自転車が通るものと想定をしております。途中での広場等の予定はございませんけれども、幅が3.5メートルの自転車と歩行者がすれ違える広い幅の幅員構成とさせていただいているところでございます。

尾島委員 親柱は、やっぱりいわば橋の顔ですし、宗麟大橋なんで、やっぱり大友宗麟が

よろいかなんかかぶったようなモニュメントをどーんをつけるぐらいな予算をちょっとつけたらどうかという思いがしたので、東京のほうでは、昔の橋なんかやっぱり大きいのをつくっていますよね。ああいうイメージ、部長いかがですか。

阿部土木建築部長 ご提案の趣旨はよく理解しておりますけれども、華美なものにならないような、そしてまた、シンボリックな橋という部分もございますので、親柱という部分については、しっかりとつくっていきたいと思います。そのあたり、余り華美なものということには、なかなか難しいお話となるかと思えます。

尾島委員 はい、わかりました。言いたいのは、50年ぶりで、もうなかなかかからんと思うんですね。宗麟大橋という名前がついたのに、行ってみたら、大友宗麟さんにかかわるような、別にモニュメントも何にもない。橋名板では確かに宗麟大橋と書いてあるけど、そういうのがやっぱりないと、そういう気がしたので。

阿部土木建築部長 橋名板につきましては、やはりこの橋の特徴といいますか、やはり50年ぶりということで、しっかり何かを残したいということで、揮毫する字について、小学生、中学生の書道のチャンピオン大会というのがございまして、そちらの優秀な方をお願いしていこうというような、ひとつのやり方としてですね。あるいは公表を含めたアピールの仕方として、そういうことは考えております。

尾島委員 昔は知事とかがね。橋の名前をね。県議会議長とか書いている。（「それはやめましょうということになった」と言う者あり）それはいいことだ。

古手川委員長 いろいろ工夫をしていただいて、よろしくお願いいたします。

それでは、次の報告をお願いいたします。

樋口施設整備課長 県立屋内スポーツ施設の発注状況について、ご報告いたします。

資料の20ページをごらんください。

県立屋内スポーツ施設の発注状況についてでございます。

県立屋内スポーツ施設の建設工事の建築本体工事については、予定価格が約52億3,100万円で、政府調達に関する協定で定められた基準額24億7千万円を上回るため、WTOの対象工事となります。参加要件は2者ないし3者で構成される共同企業体、入札方式は一般競争入札、選定方式は総合評価落札方式とし、既に11月21日に公告を行っております。

今後については、本年12月22日までを期限に参加表明書を受け付け、来年2月9日に開札を行う予定としております。

設備工事については、年内に公告を行うよう、現在、準備を進めております。

いずれの工事も本年度契約を行い、平成31年4月の竣工を目指しています。

次に、木材事前調達についてです。去る11月17日に大分県木材協同組合連合会と契約を締結いたしました。今後、工事の進捗に合わせて、県産杉製材品を調達し、建設工事の円滑な推進に努めてまいります。

なお、県庁本館1階玄関入り口に模型を展示してございます。お時間があるときにごらんになっていただければと思います。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして土木建築部関係を終わります。

特に、今年はですね、地震に始まり集中豪雨、台風といろんなことがあり、土木建築部の皆さん、本当に慌ただしい1年だったと思います。こういうふうについて何かあるかわからない、地震にしろ、津波、そして洪水ですね。そういう中で来年度に向けた予算の時期でもありますので、しっかりとした予算獲得をしていただいて、県民の安心・安全のために努力をしていただき、12月になりましたので、少しお正月ゆっくりしていただいて、また、ともに頑張っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

きょうはありがとうございました。お疲れさまでございました。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

古手川委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、去る9月20日開催されました、大分県建設業協会との懇談会においていただいた要望事項について事務局から説明します。

〔事務局説明〕

古手川委員長 今、説明のありました、執行部からの今後の方針等につきましては、県内所管事務調査の際と同様に建設業協会へ送付することにいたします。

ほかに何かありませんか。

〔協議〕

古手川委員長 それでは、きょうはこれで終わります。

ありがとうございました。